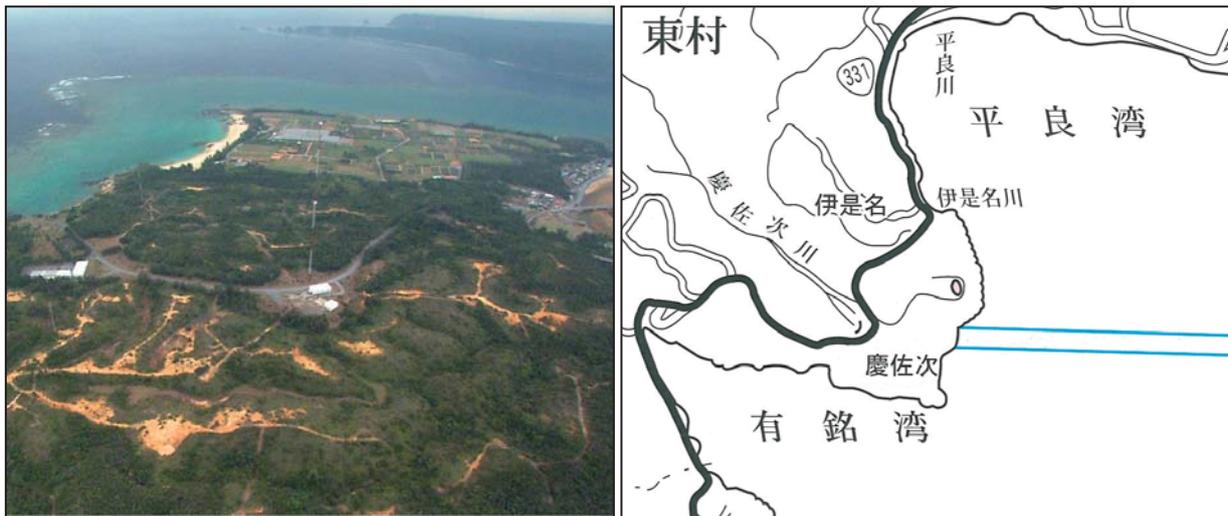


4 陸軍

(1) FAC6007 慶佐次通信所 (Gesaji Communication Site)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：東村 (字慶佐次)
- (イ) 面積：10千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
東村	—	—	—	10	10

- (ウ) 地主数：1人
- (エ) 年間賃借料：公表されていない
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：なし
 - 工作物：通信鉄塔、よう壁、下水、等
- (カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - 管理部隊名：米陸軍トリイステーション基地管理本部
 - 使用部隊名：米国陸軍第58信号大隊
- (イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）
 - 使用主目的：通信所
 - 使用条件：
 - a 使用時間
 - 水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。
 - b 制限の内容
 - 水面域は、合衆国政府の排他的使用のため常時制限される。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、東村字慶佐次の集落の東方約200メートルの太平洋を見下ろす高台に位置しており、米国沿岸警備隊極東支部により、米軍の船舶や航空機に対する位置確認のための長距離通信所ロラン (LongRange Navigation 遠距離航法) C局の基地として使用されていたが、平成5年7月1日をもって、海上保安庁 (第11管区海上保安本部) に機能移管された。
平成7年3月31日に施設・区域の大部分 (約55ヘクタール) が返還され、現在、残りの部分 (約1ヘクタール) は、沖縄本島と本土の間の光ファイバーによる通信網の中継施設 (無人) として使用されている。

(エ) 共同使用の状況

- a 地位協定第2条第4項 (a)：なし
- b 地位協定第2条第4項 (b)：なし

(オ) 沿革

昭和37年10月15日	米軍（沿岸警備隊）により使用開始。
昭和47年5月15日	慶佐次ロランA・C送信所が、慶佐次通信所として提供施設・区域となる。
昭和52年11月4日	第11管区海上保安本部が、電波航路標識施設整備のための用地として約61,400㎡を共同使用。
昭和53年2月1日	第11管区海上保安本部が、ロランA業務を米軍から引き継ぐ。
昭和59年10月5日	ACMI海底ケーブルの敷設及び運用のため、水域約9,000㎡を追加提供。
平成3年7月	米軍の日本本土の通信システムと沖縄の通信システムを光ファイバーにより接続するため、長崎県佐世保基地と慶佐次通信所間830kmに、海底ケーブルを敷設。
平成4年1月31日	汚水処理施設として、工作物（浄化装置）を追加提供。
平成5年7月1日	汚水処理施設として、約29,000㎡を返還。
〃	海上保安庁がロランC施設を共同使用（土地約358,700㎡、工作物一式）し、運用を引き継ぐ。
平成7年3月31日	海上保安庁が引き続きロランC施設及びA施設として使用するため、土地約548,000㎡と水域約30,000㎡を返還。
平成7年4月1日	施設管理権が、海軍（沿岸警備隊）から陸軍へ移管。
平成7年9月30日	水域の一部（次の2点を最短で結ぶ線の両側100m以内の区域(1)北緯26度35分42秒、東経128度17分42秒(2)北緯26度43分24秒、東経128度34分12秒）を返還。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

慶佐次通信所の所在する東村には、ほかに北部訓練場が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、41.5パーセントである。詳しくは北部訓練場の項を参照。

本施設のある地域一帯は、自然の海岸やリュウキュウマツ群落等の自然環境を有しており、また、近接する慶佐次川の河口には国指定天然記念物に指定されている「慶佐次湾のヒルギ林」があるなど、優れた自然環境が残っている地域である。また、平成9年度から平成11年度にかけて整備された「東村ふれあいヒルギ公園」の供用により、遊歩道を活用した自然観察やカヌー体験が盛んに行われ、エコツアーのメッカとなっている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

慶佐次通信所に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

東村は、平成9年2月、地域及び村の活性化に資する目的で、村随一の自然景観や慶佐次湾のヒルギ林等の資源を生かした慶佐次通信所跡地利用基本構想・基本計画を策定した。

同計画では、「人と自然が奏でる響の里、慶佐次」を基本テーマに、音楽を媒介としたコミュニケーション形成の拠点づくりを推進している。

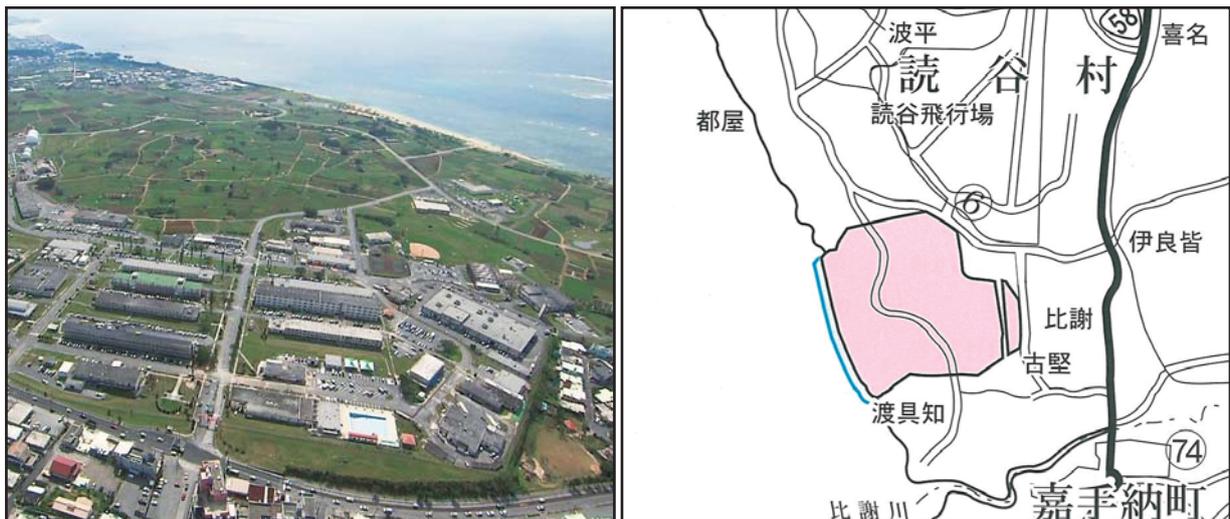
オ その他（参考）

【沿岸警備隊による在日米軍施設・区域の使用根拠（外務省見解）】

安保条約第6条により、日本国内の施設・区域の使用を許されている「陸軍・空軍及び海軍」とは、陸軍省・空軍省・海軍省に属する軍隊を規定したものではなく、陸上兵力・航空兵力・海上兵力から成る合衆国軍隊を総称するというのが政府の解釈である。

「合衆国軍隊の組織と運営に関する法律（Armed Forces Act）」によると、「軍隊とは、陸軍・海軍・空軍・海兵隊及び沿岸警備隊を意味する。」と規定されており、沿岸警備隊は、管轄は運輸省であるが、戦時ないし緊急時は海軍に属しており、米軍法制上は軍隊の一部であるとされている。

(2) FAC6036 トリイ通信施設 (Torii Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字渡具知、字ふるげん、字おおわん、字おおき、字そべ）

(イ) 面積：1,934 千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	169	—	5	1,760	1,934

(ウ) 地主数：1,116人

(エ) 年間賃借料：14億3千6百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：司令部、通信室等、管理事務所等、宿舎等、食堂、修理工場等、倉庫等、予備発電所等、隊舎、教会、図書館、消防署、給油所、ポンプ室、警衛所、その他
- 工作物：アンテナ、野球場、プール、海水浴場（トリイビーチ）、保安柵、上下水装置、降下訓練塔、浄化槽、擁壁、変圧器、通信ケーブル、キャンプ、保養施設、貯水槽、貯水池、消火栓、貯油槽、歩道橋、その他

(カ) 基地従業員：486人（MLC 462人、IHA 24人）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：米陸軍トリイステーション基地管理本部
- 使用部隊名：米国陸軍第10支援群司令部、米国陸軍第1特殊部隊群第1大隊、第500軍事情報部隊沖縄支所、在日米陸軍通信部隊通信大隊、米陸軍トリイステーション基地管理本部

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：通信所

○使用条件：

a 使用時間

水域は、常時使用される。

b 用途

水域は陸上施設の保安及び汚水処理のため使用される。

c 制限の内容

水域内で、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内での漁業及び海産物の採取を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

トリイ通信施設は読谷村の南西部の平坦部に位置し、正面ゲートに大きな鳥居が立つ。同施設は西太平洋地域における戦略通信網の最重要施設で、かつては社会主義国の放送、通信、暗号等をすべて傍受し、施設内の統合分析センターで整理分析していたといわれる。

同施設では、昭和48年3月1日から6月の工期で、長さ約130メートルのコンピュータ地下ケーブルが敷設され、アンテナ群も新しく取り替えられ、施設の増強工事が実施された。さらに昭和51年7月頃にはタイの通信施設に配備されていた部隊が移駐し、同施設の機能が強化されたといわれている。

このため同施設には、鉄塔型アンテナや棒状アンテナ等が林立しており、また、部隊事務所、統合分析センター、兵舎、その他通信施設を運営するために必要な総合的な設備が完備されている。通信施設の管理地区は二重フェンスに囲まれ、立ち入りは厳重にチェックされている。

同施設は、昭和61年9月に陸軍第10地域支援群司令部が牧港補給地区から移駐してきたことにより、在沖米陸軍の上級司令部となった。

昭和59年、同施設に第1特殊部隊（グリーンベレー部隊）が昭和49年以来再配備された。同部隊は、パラシュート降下訓練（読谷補助飛行場で実施されていた同訓練は、平成8年12月のSACO合意に基づき平成12年7月から伊江島補助飛行場において実施している。）を実施しているほか、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等で訓練を実施している実戦部隊である。

陸軍宇宙軍が防衛衛星通信システムを担当することになったのに伴い、平成2年10月、第1140通信大隊（現陸軍第58信号大隊）の要員、物資の一部が同施設に移動し、合衆国陸軍宇宙部隊（USARS SPACE）の移動通信衛星管制ターミナルトリイ通信施設分遣隊が形成された。陸軍宇宙部隊の機能は、合衆国宇宙軍を支援し、防衛衛星通信システムを統率、管制し、戦略防衛システム（SDS）及び通信衛星用武器を企画、試験することなどであり、トリイ通信分遣隊は、太平洋軍の戦術部隊支援用の戦術通信衛星ターミナルが適切に利用できるよう、24時間防衛用通信衛星を調整、運用、管制する。

施設の西側にはビーチがあり、在沖4軍の軍人、家族等に利用されている。また、陸軍特殊部隊がラペル訓練（二重網を使用した効果訓練）などを行っている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47. 5. 15
○読谷村	排水路等用地	1千㎡	平14. 2. 7
	交通安全施設用地	0千㎡	平15. 4. 1
計 2人	3件	1千㎡	

b 地位協定第2条第4項（b）：なし

(オ) 沿革

昭和20年4月1日	米軍の沖縄上陸地点（字渡具知海岸）となる。
昭和20年8月	軍事占領に継続して使用開始。 当初、通信施設、車両重機整備場、軍需物資集積所として使用。
昭和27年2月14日	楚辺トリイステーション（通信施設）建設に伴い、楚辺区住民が立ち退き命令により立ち退く。
昭和28年8月13日	楚辺戦略通信所建設のため、渡具知区住民が立ち退き命令により立ち退く。
昭和47年5月15日	楚辺トリイステーション、楚辺戦略通信所が統合され、トリイ通信施設として、提供施設・区域となる。
昭和48年9月15日	旧楚辺戦略通信所のアンテナ地区の大部分の土地約1,315,000㎡を返還。返還跡地の一部は、古堅小学校用地として利用。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、土地約41,000㎡の移設条件付き返還を合意。
昭和52年5月14日	第16回日米安全保障協議委員会で移設条件付き返還合意された土地約27,000㎡を返還。
昭和54年10月31日	第16回日米安全保障協議委員会で移設条件付き返還合意された土地約14,000㎡を返還（16回安保協事案終了）。
昭和56年3月26日	隊舎として、土地約6,820㎡を追加提供。
昭和56年5月7日	消防施設等として、土地約1,000㎡を追加提供。
昭和58年7月31日	住宅用地約560㎡を返還。
昭和58年8月11日	通信施設として、工作物（通信装置）を追加提供。
昭和59年3月	陸軍第1特殊作戦部隊（グリーンベレー）再配備開始。
昭和59年9月	陸軍第1特殊作戦部隊（グリーンベレー）再配備完了。
昭和59年11月29日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年2月	保養施設（ビーチ）を整備。
昭和61年9月	陸軍第10地域支援群司令部が牧港補給地区から移転。
昭和63年5月	衛星通信施設を建設。

昭和63年7月3日	米軍は、トリイ通信施設内楚辺地区のモータープール（駐車場）と倉庫を建設するためとして、黙認耕作地の明け渡しを要求。
平成元年12月15日	運動施設として、建物約1,600㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会要請（昭和61年）の約20,000㎡の返還に向けて、調整、手続きを進めることを確認。（23事案の一つ：平成7年12月21日の日米合同委員会で境界柵等設置工事後返還することで合意され、平成11年3月31日嘉手納バイパス用地として約38,000㎡が返還された。）
平成2年10月1日	合衆国陸軍宇宙移動通信ターミナルトリイ通信施設分遣隊が新設。
平成4年7月2日	管理棟等として、建物約660㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成4年10月15日	トリイ通信施設駐留の基地運用中隊が、第349信号中隊に名称変更。
平成5年8月30日	管理棟等として、建物約4,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成6年9月30日	住宅用地約1,340㎡を返還。
平成7年6月1日	隊舎等として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年9月20日	雨水排水施設として、工作物（下水等）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、瀬名波通信施設のアンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設を返還することを合意。
平成11年3月31日	嘉手納バイパス用地約38,000㎡を返還。
平成13年3月31日	個人住宅建設用地約1,200㎡を返還。
平成14年2月7日	隊舎として、建物約4,100㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成14年11月6日	管理棟等として、建物約5,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年2月9日	工場等として、建物約2,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年1月31日	住宅用地約50㎡を返還。
平成18年5月15日	管理棟等として、建物約1,600㎡と工作物（門等）を追加提供（SACO関連で瀬名波通信施設の返還に関する措置）。
平成18年10月2日	瀬名波通信施設の土地約2,600㎡を統合（SACO関連で瀬名波通信施設の返還に関する措置）。
平成18年11月24日	給水等設備として、上記の土地の部分に工作物（水道等）を追加提供（SACO関連で瀬名波通信施設の返還に関する措置）。
平成18年12月31日	村道整備のため土地約1,900㎡を返還。
平成19年7月12日	日米合同委員会で土地約38,220㎡の返還が承認された。
平成21年3月31日	便所等として、建物約3㎡と工作物（門等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

トリイ通信施設の所在する読谷村の面積は、35.17平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は38,200人である。読谷村には、トリイ通信施設の他、嘉手納弾薬庫地区が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、35.8パーセントに上っている。

この施設の北西には都屋集落、東側には古堅集落が広がっており、南側は農用地となっている。

施設内には黙認耕作地が多く、同施設では、これまで保養施設（ビーチ）の拡充や、モータープールの建設等、施設内で事業が計画される度に、黙認耕作地の取り扱いが問題となっている。

（イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

昭和63年8月8日 施設内で爆発事故が発生し、陸軍特殊部隊隊員1人が負傷。

平成3年11月12日 トリイ通信施設から伊江島補助飛行場向け飛び立ったCH-53型ヘリから、宙吊り輸送中の物資4箱のうち1箱が落下。

平成18年12月13日 当該施設近くの海上において、米海兵隊CH-53E型ヘリが渡名喜村出砂島に廃車を運ぶ途中、つり下げていた廃車を海に落下させた。

平成21年11月7日 読谷村楚辺の旧米軍読谷補助飛行場の外周道路沿いの雑木林で、ひき逃げ・死亡事件が発生、平成22年1月トリイ通信基地所属の米軍人が逮捕され、有罪判決を受けた。

（ウ）訓練兵の搬送

陸軍第1特殊部隊が、トリイ通信施設に隣接する読谷補助飛行場でパラシュート降下訓練を実施する際に車両を使用して訓練兵の搬入を行っていたが、訓練兵と抗議団の接触を避けるためとして、平

成2年8月の訓練から、トリイ通信施設東側のヘリパッドを使用してヘリコプターでの訓練兵の搬入がなされた。同ヘリパッドは読谷村立古堅小学校に隣接しており、騒音や危険性が指摘された。昭和63年5月、村や小学校からの要請に対して、同施設司令官が同ヘリパッドを使用しない旨文書で回答した経緯があり、それを無視するものと問題となった。平成4年2月以降は車両での兵搬入に戻されたが、それまでの間、ヘリコプターによる兵搬入は16回行われた。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

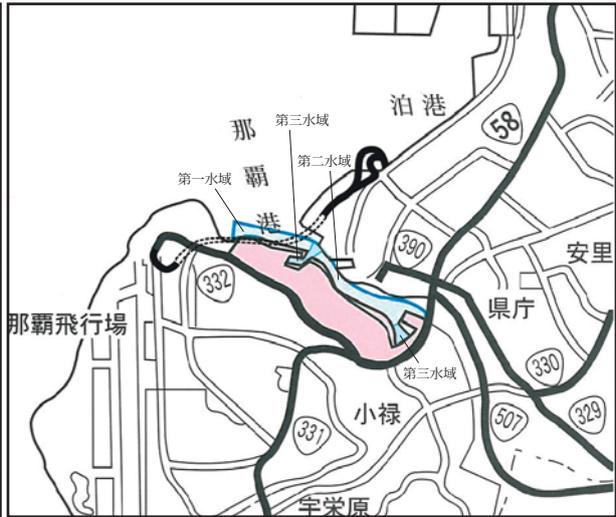
(イ) 跡利用計画

平成2年6月19日の日米合同委員会において、国道58号・嘉手納バイパスのルートの一部となっている施設の東側部分2ヘクタールの返還に向けて、調整・手続きを進めていくことが確認され、平成11年3月31日、約38,000平方メートルが返還されている。

国道58号・嘉手納バイパスは、国道58号の慢性的な渋滞緩和を目的とする読谷村親志から嘉手納町兼久までの約9キロメートルを結ぶ国道建設計画である。トリイ通信施設内の予定地部分を含む読谷村大木の県道16号線と嘉手納町兼久を結ぶ4.5キロメートルについては、昭和62年度に道路建設が着手され、平成15年4月より一部供用が開始されている。

県は、平成2年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会から要請のあった3.3ヘクタールについて、引き続き返還を求めていくが、この区域については村道整備事業が計画されている。

(3) FAC6064 那覇港湾施設 (Naha Port)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：那覇市かきのほな（垣花町、住吉町）すみよし
- (イ) 面積：559千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
那 覇 市	210	35	15	298	559

- (ウ) 地主数：1,118人
- (エ) 年間賃借料：20億4千5百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建 物：事務所、一般倉庫、船舶修理場、消防舎、モーター修理作業所、兵器修理場、維持修理場、一般修理場、一般貯蔵所、ガソリンスタンド、哨舎、ポンプ場、その他
 - 工作物：野積場、保安柵、給水管、舗装道路、駐車場、外灯、岸壁、埠頭、停泊波止場、配電装置、給油所、送油管、観覧席、貯油槽、その他
- (カ) 基地従業員：MLC 83人

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - 管理部隊名：米陸軍トリステーション基地管理本部
 - 使用部隊名：第835米陸軍運輸大隊、空軍貨物関係連絡事務所、海兵隊貨物関係連絡事務所、第10支援群、陸空軍販売部（AAFE S）、海軍部隊（水域使用）、その他
- (イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）
 - 使用主目的：港湾施設及び貯油所
 - 使用条件：
 - a 使用時間
 - 水域については、常時使用される。
 - b 用途
 - (a) 水域は、港湾運営のため使用される。
 - (b) 第2水域内で、合衆国軍隊は、係留する船舶の船幅又は係留中の船舶の外舷側での作業のいずれについても制限されない。
 - c 制限の内容
 - (a) 第1及び第3水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限される。
 - (b) 第2水域は、合衆国軍隊の使用期間中は合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、合衆国軍隊が第2水域を使用していない場合には、当該軍隊以外の船舶は、合衆国軍隊の活動を妨げないよう予防措置を講ずることを条件として操船のための同水域の利用を許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

那覇港湾施設は、主に陸軍、海軍、空軍、海兵隊の貨物等の積卸しに使用され、岸壁及び船舶修理場、倉庫、野積場等として使用されている。那覇港那覇ふ頭と同一港湾区域内にあり、うるま市のホワイト・ビーチ地区に次ぐ大きな軍港である。北側に民港が、南側に那覇港湾施設があり、岸壁に管理事務所や倉庫等が立ち並んでいる。当初は、「港湾地区」と「POL地区」から構成されていたが、港湾地区と国道を挟んで位置していたPOL地区は、昭和61年10月に返還された。

復帰前のベトナム戦争中は、種々の軍艦や原子力潜水艦等の出入りが激しかったが、復帰後は原子力軍艦の寄港もなく、施設の利用状況も表のとおりであり、昭和63年以降は減少傾向にあった。平成3年は湾岸戦争の影響もあって増加がみられたが、平成4年に一時減少し、平成6年以降は増加傾向になっている。平成15年以降の利用状況については、在沖米軍から情報が提供されず、不明である。

【那覇港湾施設の利用状況】

年 別	昭62年	昭63年	平成元	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
入港数	96隻	42隻	33隻	25隻	45隻	16隻	16隻	18隻	23隻	18隻
年 別	9年	10年	11年	12年	13年	14年				
入港数	26隻	24隻	37隻	38隻	39隻	35隻	平成15年以降は公表されていない。			

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
○沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	自由貿易地域用地	26千㎡	昭62.7.1
○海・空自衛隊	連絡事務所等用地	3千㎡	昭47.5.15
○第11管区海上保安本部	進入路及び巡視船係留用地	2千㎡	昭55.5.28
○沖縄県総合事務局	自由貿易地域用地	14千㎡	平10.10.22
	沈埋函設置用地	0千㎡	平10.10.22
計 5人	7件	46千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	米軍による軍事占領に伴い、浚渫、岸壁、その他の港湾改良工事を施工。
昭和40年6月30日	約52,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	那覇軍港が、那覇港湾施設として提供施設・区域となる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、移設条件付き全部返還を合意。
昭和53年7月	上陸舟艇の韓国、フィリピン、米国本土への移送開始。
昭和53年9月1日	約18,000㎡の面積修正が行われる（那覇空軍・海軍補助施設との境界変更に伴う面積の修正があり、空海部分は減、那覇港湾施設部分は増）。
昭和53年10月19日	一般船舶の航行の便を図るため、水域の第1区域の一部を第2区域に変更。
昭和59年5月14日	特措法適用の土地約600㎡を返還。
昭和60年9月10日	下水道として、工作物（下水管等）を追加提供。
昭和61年5月15日	国道拡幅用地約28,000㎡（国道331号、332号）を返還。
昭和61年10月31日	POL地区約206,000㎡を返還。返還跡地は、陸上自衛隊施設として使用。
平成5年3月31日	国道332号拡幅用地約7,500㎡を返還。
平成6年12月15日	日米合同委員会において、那覇軍港の移設・返還問題を検討する「那覇港港湾施設特別作業班」の設置を合意。
平成7年1月11日	日米首脳会談において、重要3事案等の在沖米軍基地問題の解決に努力することを確認。
平成7年5月11日	日米合同委員会において、浦添埠頭地区内への移設を条件として、施設の全部返還を合意。
平成8年6月6日	厚生施設等として、建物約1,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を継続することを合意。
平成12年6月30日	沈埋トンネル用地約8,800㎡を返還。
平成13年10月25日	岸壁等として、工作物（岸壁等）を追加提供。
平成15年7月30日	平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置・形状について修

- 正合意。
- 平成18年7月14日 岸壁等として、工作物（岸壁等）を追加提供。
- 平成18年5月1日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、全面的返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）
- 平成19年12月11日 平成15年の日米合同委員会において、合意された代替施設の位置、形状について修正合意。
- 平成23年4月15日 那覇港港湾計画の一部変更に伴う代替施設周辺の形状について修正合意。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

那覇市の面積は39.24平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は315,954人である。同市には、那覇港湾施設のほかに嘉手納飛行場の施設の一部があり、市面積に占める米軍基地の割合は1.4パーセントである。那覇市にはこのほか、陸上自衛隊や航空自衛隊の施設があるため、防衛施設の市面積に占める割合は、10.3パーセントにのぼる。

同施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近いことから、産業振興の適地として極めて開発効果の高い地域である。

施設の一区画には、県が産業振興の一翼を担うものとして設立した自由貿易地域那覇地区があり、平成23年8月現在16の企業が入居している。これをより効果的に活用するための拡張構想があり、県は早期返還と併せて水域の解除を求めている。

（イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

那覇港湾施設に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

（ア）返還計画

詳しくは、第2章第3節「那覇港湾施設（那覇市）の返還」（26ページ）を参照

（イ）跡利用計画

地元那覇市では、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して返還を求めてきたほか、平成3年9月には那覇市長が、また平成9年4月には那覇市助役が早期返還を要請するため訪米するなど、その返還を強く求めてきた。

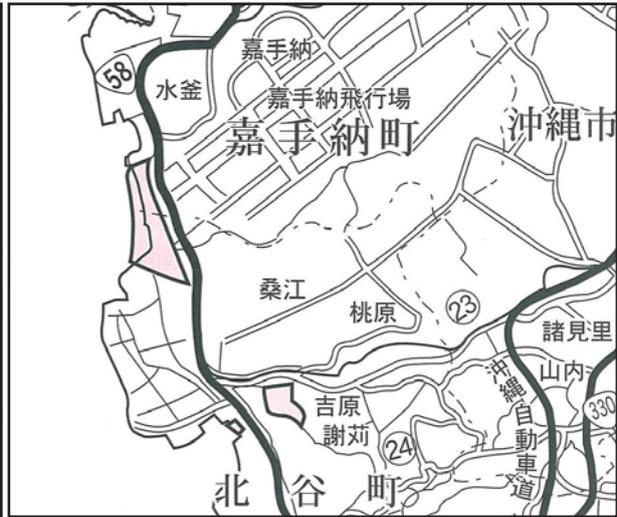
平成24年3月に策定された「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（案）」において、那覇港湾施設は「沖縄の玄関口にふさわしい交流・公益型ウォーターフロント都市」を整備コンセプトとして検討が行われた。

また、平成24年5月に沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、今後返還が予定されている那覇港湾施設の跡地利用については、「中南部圏域の一体的な再編を視野に入れつつ、沖縄の交流・物流の拠点である那覇空港や那覇港に隣接するなどの優位性を生かした跡地利用を推進する」としている。

オ その他

昭和56年に、地元那覇市が米軍用地特別措置法に基づく未契約軍用地（那覇港湾施設内私有地、普天間飛行場内那覇市管理地）の使用認定は違憲であるとして国に対し処分の取り消しを求め、那覇地方裁判所に提訴した（那覇市軍用地違憲訴訟）。那覇地裁は、平成2年5月、那覇市の訴えを棄却し、那覇市が控訴を断念したため敗訴が確定した。

また、駐留軍用地特措法に基づき使用している土地について、平成21年12月31日の使用期間満了後も引き続き使用する必要から、平成19年12月14日付け使用認定を行ったことに対し、使用認定の取り消しを求める訴訟が平成20年6月16日に提訴されたが、平成22年6月22日の一審判決で国側が勝訴した。

(4) FAC 6076 陸軍貯油施設 (Army POL Depots)**ア 施設の概要**

- (ア) 所在地：うるま市 (字栄野比、字昆布、字天願、字川崎)
 沖縄市 (字池原、字宇久田、字御殿敷、字倉敷、字大工廻)
 嘉手納町 (字野國)
 北谷町 (字砂辺、字伊平、その他)
 宜野湾市 (字伊佐)

(イ) 面積：1,277 千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	59	—	190	471	720
沖縄市	2	2	7	3	14
嘉手納町	8	10	—	117	134
北谷町	24	—	0	384	408
宜野湾市	1	—	—	1	1
合計	93	12	197	975	1,277

注：他の施設を通過するパイプラインやタンクファームは、陸軍貯油施設の構成部分であるが、当該施設の面積には含まれない。

- (ウ) 地主数：869人
 (エ) 年間賃借料：12億8千3百万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：管理事務所、倉庫棟、ポンプ室、警護所、監視室、工場、機械室、その他
 ○工作物：送油管、上下水道、舗装道路、外灯、浄化槽、燃料貯油所、廃油槽、擁壁、岸壁、配電装置、消火施設、モノブイ（浮標）、その他
 (カ) 基地従業員：104人 (MLC 96人、MC 8人)

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 ○管理部隊名：米陸軍トリイステーション基地管理本部
 ○使用部隊名：米陸軍第505補給大隊、その他
 (イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）
 ○使用主目的：POL (Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油) 関連設備
 ○使用条件：
 a 使用時間
 (a) 金武湾POL貯蔵水域は、合衆国のPOL貯蔵施設の一部として常時使用される。
 (b) 桑江第2貯油区域の水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。

b 通告の方法

現地合衆国当局は、金武湾POL貯蔵区域の第2及び第3水域を合衆国軍隊が使用する7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

c 制限の内容

(a) 桑江第2貯油区域の水域内において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、漁業及び海産物の採取を制限しない。

(b) 金武湾POL貯蔵水域には、次の各項が適用される。

1. 第1水域の水面域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。
2. 第2、第3及び第4水域の水面域においては、投錨、浚渫、トロール、建設、破壊並びに貯油施設、モノブイ、三点式係留システム、海底送油管、係留用通信線、腐食防止線及び腐食防止版を損傷するおそれのあるいかなる活動も制限される。
3. 第2水域内で船舶がモノブイに係留されている時は、許可された船舶又は人員以外はモノブイから366メートル以内を通過してはならない。
4. 第3水域内で船舶が三点係留システムに係留中又は係留作業中は、合衆国軍隊により許可を受けた船舶又は職員以外は、その船舶から100メートル以内の距離を通過してはならず、目的地への最短航路を航行するものとする。
5. 前記の2、3及び4に記す場合を除き、第2、第3及び第4水域における漁船の航行は、制限されない。

(ウ) 施設の現状及び任務

当施設は、金武第1、第2、第3タンクファーム、天願ブースターステーション、桑江第1、第2タンクファームと、これらの貯油施設を結ぶ送油管施設からなる。貯油施設は、うるま市の天願棧橋、キャンプ・コートニーに隣接する地域と嘉手納飛行場に隣接する地域とがある。

送油管施設の詳細については、第3章第6節「米軍基地から派生したその他の諸問題」（87ページ）を参照。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47. 5. 15
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	9千㎡	昭47. 5. 15
○沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47. 5. 15
	工業用水配水管用地	0千㎡	昭60. 2. 7
	導水管用地	2千㎡	昭60. 2. 7
	導水管用地	0千㎡	平4. 5. 14
○海上自衛隊	道路等用地	10千㎡	昭51. 3. 15
○うるま市	水道施設用地	0千㎡	昭55. 11. 6
	水道施設用地	0千㎡	昭58. 1. 1
	水道管用地	0千㎡	平元. 9. 20
○北谷町	雨水排水路用地	0千㎡	平元. 12. 15
	配水管用地	0千㎡	平4. 12. 8
○個人企業	進入路用地	0千㎡	平5. 1. 1
○国土交通省	ダム用地	2千㎡	平8. 2. 7
	ダム用地	1千㎡	平8. 4. 1
○沖縄市	公共下水道用地	0千㎡	平15. 4. 1
○宜野湾市	雨水管及び污水管用地	0千㎡	平17. 7. 7
○倉浜衛生施設組合	ごみ搬入用道路	1千㎡	平19. 6. 1
計 10人	17件	25千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年～27年	嘉手納、北谷、那覇、具志川にタンクファームを建設。
昭和27年4月～28年8月	那覇～嘉手納、嘉手納～具志川、伊佐～普天間間にパイプラインを敷設。
昭和47年5月15日	キャンプ桑江第1及び第2貯油施設、金武湾第1、第2及び第3貯油施設、天願ブースター・ステーション、キャンプ桑江ブースター・ステーションが統合され、陸軍貯油施設として提供施設・区域となる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、POL施設を含む那覇港湾施設の条件付き全

	面返還を合意。
昭和49年9月	沖縄国際海洋博覧会開催に向けての国道58号拡張工事に伴い、パイプラインを一部移設（伊佐三叉路付近、嘉手納村比謝橋～読谷補助飛行場等3カ所）。
昭和49年10月14日 ～19日	米軍はパイプライン全線の腐食度調査（テキサス州、A. M. F チューブスコープ社によるライナーログ調査）を実施。
昭和49年12月～ 50年1月	国道332号沿いの露出パイプライン、バルブボックス(V. B)No. 1～No. 3付近のパイプライン約700mを撤去、一部を基地内に移設。
昭和50年3月～ 6月	米軍はライナーログ調査の結果に基づき、腐食度50パーセント以上の重度腐食部分5カ所の取り替え工事を実施。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、嘉手納町～読谷村間の無条件返還と、那覇市～宜野湾市間の大部分及び北谷村～具志川市間の送油管区域の大部分の移設条件付き返還を合意。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年10月6日	送油管敷設用地（国場川を通るパイプライン敷の代替地）として、土地約1,440㎡を追加提供。
昭和52年12月15日	キャンプ・ヘーグの土地約5,300㎡と砂辺陸軍補助施設の土地約14,200㎡を統合。
昭和53年3月31日	第16回安保協了承の土地約1,000㎡（沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷）を返還。
〃	送油管敷設用地として、土地約1,440㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和53年6月30日	第16回安保協了承の土地約2,000㎡（国場川を通るパイプライン敷）を返還。
昭和53年7月27日	送油施設として、工作物（送油管、舗床）を含む土地約1,660㎡（沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷）を追加提供（昭和53年3月31日返還済みの土地約1,000㎡の代替地）。
昭和54年5月4日	送油施設として、土地約2,400㎡（イーズメント）と工作物（送油管）を追加提供。
昭和56年2月28日	第16回安保協了承の土地約11,000㎡（嘉手納飛行場から読谷補助飛行場へ通じるパイプライン敷）を返還。
昭和56年4月30日	第16回安保協了承の土地約10,000㎡（砂辺電力線敷、那覇市公園用地）を返還。返還後は住宅用地、公園用地として使用。
昭和56年6月18日	送油管敷設用地として、土地約870㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和57年5月15日	第16回安保協了承の土地約2,000㎡（奥武山運動公園内を通るパイプライン敷）を返還。
昭和58年3月1日	送油管理設用地として、約15,070㎡（イーズメントを含む）を追加提供。
昭和58年5月19日	嘉手納飛行場の一部土地約31,000㎡及び水域を陸軍貯油施設に統合。
昭和58年8月11日	整備工場等として、建物約840㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和59年3月31日	県道75号線用地約1,000㎡（具志川市部分）を返還。
昭和59年5月14日	第16回安保協了承の土地約71,000㎡（沖縄市、北谷町、嘉手納町を通る大部分が敷地内へ移設されたことに伴う）を返還。
〃	特措法適用の土地約400㎡を返還。
昭和60年6月30日	第16回安保協了承の土地約50,000㎡（浦添市伊祖以南）を返還。
昭和60年9月30日	土地約5,000㎡（沖縄市部分）を返還。
昭和60年10月31日	ポンプ室として、建物約30㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
昭和61年7月11日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
昭和61年11月27日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成元年3月23日	送油施設として、建物約20㎡と工作物（送油管）を追加提供。
平成元年6月1日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会は、昭和60年の知事訪米で返還要請のあった約43,000㎡（浦添～宜野湾間）の部分について、返還に向けて調整手続きを進めることを合意。
平成2年11月8日	同年6月19日確認の土地約43,000㎡（浦添～宜野湾間のパイプライン部分）について、日米合同委員会は、移設条件なしの返還を合意。
平成2年12月31日	浦添～宜野湾間のパイプライン部分約43,000㎡を返還。
平成3年2月28日	貯油施設等として、工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成3年12月31日	県道75号用地約360㎡（具志川市部分）を返還。
平成4年12月31日	資材置場約190㎡（具志川市部分）を返還。
平成6年3月31日	住宅用地約150㎡（具志川市部分）を返還。

平成8年6月30日	土地約13,500㎡（宜野湾市部分）を返還。
平成8年7月3日	消火施設等として、工作物（消火施設等）を追加提供。
平成10年3月26日	保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
平成10年12月17日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成15年3月31日	土地約11,000㎡を返還（桑江ブースター・ステーション）。
平成16年7月8日	送油管制御ケーブルとして、工作物（電信線路等）を追加提供。
平成16年11月4日	門等として、工作物（門等）を追加提供。
平成17年9月30日	土地約1,200㎡を返還（金武湾タンクファームの一部）。
平成17年11月10日	機械室等として、建物約430㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年12月16日	キャンプ桑江の土地約7,800㎡を統合。
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、第1桑江タンク・ファームの全面的返還を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）
平成19年3月29日	係留施設として、工作物（係留施設等）を追加提供。
平成21年3月31日	工作物（橋梁等）を追加提供。
平成22年11月9日	倉庫として、建物約320㎡を追加提供。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

陸軍貯油施設は、うるま市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市の3市2町にまたがっており、地域周辺は、住宅、学校等住民地域となっている。

（イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

パイプラインに起因する事故は減少しているとはいえ、貯油施設の存在は、油流出事故による環境汚染や住民生活の安全を確保する観点から問題となっている。

<陸軍貯油施設からの油流出事故>

昭和47年6月6日	宜野湾市大謝名で、パイプラインのバルブボックスに溜まっていた油が降雨時に周辺の田畑に流出し、農作物に被害を与えた。
昭和49年6月10日	那覇港湾施設グラスポート入口横の国道332号沿いに敷設されているパイプが亀裂し、約4,000ガロンの油が流出。同国道が約3時間にわたり閉鎖された。那覇空港に通じる唯一の民間道路であったため、混乱をまき起こした。
昭和49年12月5日	那覇港横の国道332号沿いの送油パイプが車両あて逃げ事故で破損し、油が流出した。
昭和51年1月13日	宜野湾市伊佐で、旧キャンプ・フォスター地域にあるバルブボックスNo. 35内部の接続部分が破損し、約200ガロンのディーゼル油が流出。米軍によって油回収作業が実施されたものの、相当量が海に流出し、沿岸一帯を汚染した。
昭和51年1月26日	那覇市壺川のバルブボックスNo. 12において、基底部の亀裂により大量（推定16,000リットル）のディーゼル油が流出。住宅密集地域の排水溝を通して国場川に流入し、一部は那覇港海域まで広がった。
昭和51年6月1日	宜野湾市伊佐の旧キャンプ・フォスター地域のバルブボックスNo. 35のバルブの破損による油もれ事故が発生。油が伊佐川や伊佐海岸に流出した。
昭和51年9月18日	具志川市で、9月18日から20日にわたって、天願タンクファーム内から油及びパイプライン洗浄液が流出した。事故原因は、パイプの洗浄作業中、廃液を送る際に作業員がドレインバルブを閉め忘れたため、油が逆流し油水分離装置からオーバーフローしたものである。この事故で、農作物が被害を受けるとともに、天願川が汚染された。
昭和54年8月20日	具志川市内の陸軍貯油施設のバルブボックスNo. 90から油が流出した。
昭和57年3月20日	キャンプ桑江内海軍病院前の国道58号沿いで、污水管の敷設工事中に、ジェット燃料パイプが破損し、大量の油が海に流出した。
昭和57年4月9日	那覇市で、停泊中の海軍集積艦ミーティアから油水分離装置から油が流出した。
昭和59年5月11日	具志川市昆布在の陸軍貯油施設の油水分離槽から、異臭を放つ污水が排水溝に流出した。
平成15年9月24日	金武湾タンクファームにおいて、航空機燃料の荷揚げ作業中バルブから油漏れがあり、約30ガロン（約100リットル）のガソリンが流出した。
平成19年8月2日	桑江第1タンクファームにおいて、小型タンクからディーゼル油が施設外約6平方メートルに流出した。

(ウ) その他

パイプラインに設置されたバルブボックスは、かつては路上に突き出て視界を遮るなど交通の面で大変危険であったが、現在は施設内に残されたものが若干あるものの、道路上に突き出たものは全て撤去された。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

平成2年12月に返還された浦添市伊祖と宜野湾市の伊佐を結ぶ通りは通称「パイプライン通り」の一部となっており、提供施設として利用されると同時に地域住民の生活道路としても利用されていたが、バルブボックスが道路の中央に設置され交通渋滞や事故の原因となるなど、住民生活に支障をきたしていた。

返還後、バルブボックスが撤去され、パイプライン通りは市道として整備されている。これまでに返還されたパイプラインはそのほとんどが市街地を通過したことから、同時に生活道路として利用されており、返還後は公道として整備されたケースが多い。

オ その他

駐留軍用地特措法に基づき使用している土地について、平成22年12月31日の使用期間満了後も引き続き使用する必要から、平成20年11月7日付使用認定を行ったことに対し、使用認定の取り消しを求める訴訟が平成21年5月11日に提訴されたが、平成23年3月29日の一審判決で国側が勝訴した。